

認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組

令和2年9月16日

厚生労働省

認可外保育施設の指導監督基準等に係る最近の主な改正経緯

- 平成31年 3月 ○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令〔平成31年4月1日（一部7月1日）施行〕
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
 - ・利用料変更に係る変更の内容及び理由の掲示を義務づけ
- 令和元年 5月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・全ての事業所内保育施設の届出対象化
 - ・認可外の居宅訪問型保育事業等に係る保育従事者の資格・研修要件の設定
- 7月 ○社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ
「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について」
- 9月 ○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令〔令和元年9月27日施行〕
- 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業等における研修受講状況の掲示の義務づけ
 - ・幼稚園併設施設の届出対象化
- 『「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について』（通知）
※都道府県知事が同等以上のものと認める研修の基準等は、追って示す予定。
- 10月 幼児教育・保育の無償化施行**
- 令和2年 3月 ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・認可外の居宅訪問型保育事業の集団指導
 - ・市町村権限との関係
 - ・地方自治体からの意見を踏まえた対応 等
- 9月（予定） ○「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（通知）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の一部改正
- ＜主な内容＞
- ・証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
- ※①1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）

認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容①

- 幼児教育・保育の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要であり、認可外の居宅訪問型保育事業に係る指導監督基準の創設等の取組を行っています。
- 令和2年度からの指導監督の実施に向けた、認可外保育施設の指導監督基準等の主な改正内容は以下のとおりです。

① 立入調査の実施方法について

（1）施設類型毎の立入調査

施設類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が5人以下の施設 (=認可外の家庭的保育事業)	③乳幼児の数が6人以上の施設 (=一般的な認可外)
基準	必要と判断する場合に指導を行う	立入調査（できる限り年1回以上行うよう努力）	原則立入調査（年1回以上）

（2）認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

- 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ない
- 相当の長期間経営されていて優良であるもの：運営状況報告の徴収は毎年度＋立入調査は隔年も不適當ではない
- しかし、ベビーホテルについては、必ず立入調査を年1回以上行うこと

（1）施設類型毎の立入調査

施設類型	①認可外の居宅訪問型保育事業 (=いわゆるベビーシッター)	②乳幼児の数が5人以下の施設 (=認可外の家庭的保育事業 + 認可外の事業所内保育のうち5人以下)	③乳幼児の数が6人以上の施設 (=一般的な認可外 + 認可外の事業所内保育のうち6人以上)
基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団指導（年1回以上） ▶ 個別の立入調査（※必要に応じて） <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則立入調査（年1回以上） ▶ 難しい場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 集団指導（年1回以上） ② 個別の立入調査（※必要に応じて） <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等の内容が深刻、件数が多い場合 ・ 研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合 	原則立入調査（年1回以上）

（2）認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

- （上記「（現行）」（2）に加えて）
- 立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており、指摘がなかった施設は、次年度において項目を簡素化し、**一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ない**

【改正前】

【改正後】

2 重大事故防止に向けた対応について（総務省勧告対応）

総務省より、「子育て支援に関する行政評価・監視～保育施設等の安全対策を中心として～の結果に基づく勧告」（平成30年11月9日）を受け、重大事故防止に係る以下の内容を追加。

重点調査事項の例示

⇒ 立入調査に際し必要がある場合に改善指導、改善勧告等を検討する重点調査項目を例示した。

【重点調査事項の例】

- ・ 保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）
- ・ 事故防止の取組の実施状況（SIDS対応（乳児の仰向け寝等）等）
- ・ 適切な食事、衛生管理の徹底
- ・ 人権配慮、虐待防止
- ・ その他、各都道府県等が定める重点調査事項

重大事故の発生防止等に向けた調査事項の追加

⇒ 重大事故の発生防止等を目的として、指導監督における調査内容に以下の項目を明示的に加えた。

- ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ・ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事に報告すること。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- ・ 睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。

3 市区町村との連携等

- ・ 市区町村が行う確認監査との連携 ⇒ 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法に基づく市区町村による確認監査に係る指針等を踏まえ、市区町村との連携・情報共有を図ることを追加。
- ・ 児童の年齢の基準日 ⇒ 一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県等が施設ごとに基準日を判断することが可能なことを追加。（地方分権提案事項）

●「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（通知）の改正

- ・ 証明書交付要領の別表（評価基準）を4類型※（適用される基準別）に整理
- ※① 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設・②5人以下の施設・③ベビーシッター（法人）・④ベビーシッター（個人）